

那 霸 市 公 報

号外第 6 8 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

○平成 19 年度財政援助団体等監査の結果について (公表) 1095

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 4 号

平成 2 0 年 1 月 3 0 日

那覇市監査委員	長嶺	紀雄
同	宮里	善博
同	洲鎌	忠
同	知念	博

平成 19 年度財政援助団体等監査の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、経済観光部 (商工振興課、観光課) 環境部 (環境保全課) 市民文化部 (市民協働推進課) 健康福祉部 (福祉政策課) 及び教育委員会生涯学習部 (生涯学習課、市民スポーツ課) の財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

なお、平成 19 年度財政援助団体等監査に係る事項については、平成 19 年 12 月 20 日 (木) に合議を行い、それまでは大城春吉前委員が対応し、知念博委員は、本監査には関与していない。

平成 19 年度 財政援助団体等監査結果報告書

- 1 国際通りトランジットマイル助成金
- 2 沖縄国際会議観光都市連絡協議会負担金
- 3 漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金
- 4 那覇市NPO活動支援センター管理運営事業
- 5 那覇市民生委員児童委員連合会補助金
- 6 財団法人那覇市育英会育英事業
- 7 体育施設管理運営事業及び那覇市体育協会
管理運営補助金

那覇市監査委員

平成 19 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

实施根治等

平成 18 年度に那覇市が補助金・負担金等を交付している団体、出資している団体及び公の施設の指定管理者に対し、その財政援助等の目的となっている事業について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づいて、次の所管部局とその対象団体（7 団体）に監査を実施した。

1 所管部局 (市長部局)

經濟觀光部：商工振興課、觀光課

環境部：環境保全課

市民文化部：市民協働推進課

健康福祉部 : 福祉政策課

(教育委員会)

生涯学習部 : 生涯学習課、市民スポーツ課

2 对象团体

那霸市国際通り商店街振興組合連合会 (商工振興課)

財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（観光課）

漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会（環境保全課）

沖縄リサイクル運動市民の会（市民協働推進課）

那霸市民生委員児童委員連合会 (福祉政策課)

財団法人那覇市育英会 (生涯学習課)

特定非営利活動法人那覇市体育協会（市民スポーツ課）

()内は所管課である。

第2 監査の期間

平成 19 年 10 月 2 日から平成 19 年 12 月 20 日まで

監査委員監査日：11月28日及び29日

現地視察日：11月30日

第3 監査の範囲

主として平成 18 年度の財政援助団体等に対する補助金・負担金の執行状況、出資団体の経営状況及び会計経理状況並びに公の施設の管理に係る指定管理者の管理運営等の執行状況

第4 監査の方法

1 財政援助団体監査

(1) 所管部局

ア 補助金、負担金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。

オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 対象団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか。

イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

ウ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

2 出資団体監査

(1) 所管部局

ア 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

(2) 対象団体

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。

イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

エ 経営成績及び財政状態は良好か。

3 指定管理者監査

(1) 所管部局

ア 施設の管理運営は、協定の内容・条件に適合しているか。

イ 指定管理者に対する指導監督は、適切になされているか。

ウ 指定管理者に対し、適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 対象団体

ア 施設の管理運営は、適切かつ効率的に行われ、サービスの維持向上が図られているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

4 現地視察

(1) 特定非営利活動法人那覇市体育協会

市民首里石嶺プール、市民体育館、漫湖公園市民庭球場

(2) 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会

環境省 漫湖水鳥・湿地センター

(3) 沖縄リサイクル運動市民の会

那覇市 NPO 活動支援センター

第 5 事業概要と監査結果

1 事業名称 国際通りトランジットマイル助成金

- (1) 所管部局名 経済観光部 商工振興課なはの街活性化室
- (2) 補助金交付先 那覇市国際通り商店街振興組合連合会
- ア 設立年月日 昭和 63 年 5 月 23 日
- イ 会 長 前田 幸男
- ウ 会 員 約 300 人
- (3) 補助金交付額 500 万円
- (4) 事業の概要 国際通りを歩行者優先の道路空間にするため平成 19 年 2 月 11 日から 3 月 25 日までの毎日曜日トランジットモール区間として 7 回実施した。
- ストリートパフォーマンスやオープンカフェも展開し、期間中総来街者 198,626 人、平均来街者が 28,375 人(平日の平均来街者 18,249 人)となった。この事業は、本市の那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱に基づく補助金、内閣府沖縄総合事務局より平成 18 年度戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金の交付を受けて実施された。

【事業の予算と決算の状況】

(単位:円)

収入の部	予算額	決算額	差異
国庫補助金	16,000,000	12,956,227	3,043,773
那覇市補助金	5,000,000	5,000,000	0
連合会	2,700,000	1,870,729	829,271
バス賃収入	300,000	0	300,000
収入合計	24,000,000	19,826,956	4,173,044

(5) 監査の結果

対象となった事務は、「(6)指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(6) 指摘事項等

(商工振興課)

ア 補助金の概算交付について

国際通りトランジットマイル事業へは、補助金交付額決定後平成 18 年 8 月 14 日に 500 万円の全額概算払している。しかし、概算払された日から同年 12 月末日までに補助事業者が支払った経費は 18 万円程度で、残りは平成 19 年 1 月まで使われずに当該補助金のみを管理していた普通預金口座に預けられていた。

那覇市補助金等交付規則第 15 条第 1 項のただし書き規定においては、一括又は分割しての概算交付を認めているが、同事業への概算交付は、

事業実施における困難性や一括払いすべきか分割払いするべきかの十分な確認もないままに支出している。

規則同条ただし書き規定による概算払をする場合は、補助事業者に対し概算払請求書等(資金計画)を提出させ必要な額を把握したうえで、一括或いは分割払いの判断をして所要額を概算交付すべきであった。

今後補助金交付については、例規等を順守し計画的で合理的な予算の執行に努められたい。

イ 補助金の精算について

(ア) 概算交付された補助金の精算事務について

所管課は、当該補助事業の精算事務の手続きにおいて平成 19 年 3 月 31 日付け(検査日)で履行の確認を行い、同年 5 月 15 日に実績報告を受理し、5 月 17 日に補助金額確定通知後 5 月 21 日に精算を行っている。

当該事業のように概算払された補助金は、地方自治法施行令第 143 条第 1 項 5 号の規定が適用され、その支出の所属年度が支出負担行為をした日の属する年度となることから、同一年度内で必ず精算しなければならなかったものである。

(イ) 補助金の額を確定する根拠について

所管課は、平成 19 年 5 月 17 日付けで補助金の額の確定をしているが、補助金の一連の事務手続の中で明確な条件や根拠を示さないまま補助金の額の確定に至っている。

このことは、那覇市補助金等交付規則第 13 条で「…補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し…」との規定を適用する際に必要な基準・根拠が曖昧な中で事務手続きをしたと言える。

今後の補助金の執行に当たっては、法令の趣旨に従い、その支出及び履行の確認は慎重に行うよう努められたい。また、補助事業の執行に当たっては、事業の内容を具体的に勘案した要綱等の整備を行い、交付基準を明確にし、補助事業者への事前説明等を十分に行い、適正な事務の執行を図るよう留意されたい。

2 事業名称 沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会負担金

- (1) 所管部局名 経済観光部 観光課
- (2) 負担金交付先 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「コンベンションビューロー」という。)
 - ア 設立年月日 平成 8 年 4 月 1 日
 - イ 会 長 平良 哲
- (3) 負担金交付額 261 万円
- (4) 負担金事業概要 沖縄県並びにコンベンションビューローと連携しコンベンション(国際及び国内の各種会議、展示会、イベント等をいう。)の誘致、コンベンション主催者

に対する支援等を行うとともに、国際観光振興会の主催する事業への参加協力

ア 負担金根拠
イ 事業の概要

沖縄国際会議観光都市推進事業負担金規約

沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)は、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律に基づき、国際会議観光都市として平成 6 年 10 月に旧運輸省から地域指定を受け、県内におけるコンベンションの振興等を図る目的で那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市の 4 市の共通の事業を推進するために設置された組織である。

現在、連絡協議会の予算は編成されず、コンベンションビューローの国際観光都市事業予算として編成し、執行されているため、同事業を監査対象とした。

平成 18 年度国際観光都市事業収支決算書

収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
県補助金	7,938,000	7,938,000	沖縄県
市町村負担金	6,530,000	6,530,000	那覇市 2,610,000 浦添市 1,120,000 宜野湾市 1,400,000 沖縄市 1,400,000
コンベンションビューロー負担金	2,925,000	2,925,000	
合 計	17,393,000	17,393,000	

支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
JNTO 提携事業費	3,155,400	3,127,909	会議・研修会参加旅費等
九州地区コンベンション	150,340	74,840	会議参加旅費等
主催者事務局招聘事業	1,286,220	882,340	キーパーソン招聘旅費等
人材育成事業	1,307,843	1,170,402	県民大会開催費
印刷製本費	52,500	147,840	誘致用パンフレット作成費等
コンベンション調査研究費	745,000	183,200	マーケティング情報管理費
広 報 宣 伝 費	1,300,000	2,053,114	インセンティブ-誘致広告費等
a 事 務 経 費	7,631,697	8,276,320	嘱託職員給与等
人 件 費	1,035,000	1,034,559	コンベンションビューロー運営費の人件費
b 事 務 費	729,000	425,734	情報誌年間購読費等
そ の 他	0	16,742	振込み手数料
合 計	17,393,000	17,393,000	

（５） 監査の結果

対象となった事務は、「（６） 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（６） 指摘事項等

（観光課）

ア 沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会負担金について

連絡協議会の事業計画、予算及び決算については、連絡協議会会則で連絡協議会が協議し決定することになっているが、連絡協議会が組織されず、会長及び監事も設置されていないため、事業計画、予算及び決算は協議されていない。更に、負担金の積算基準も不明確である。

コンベンションビューローの国際観光都市事業に対する負担金にもかかわらず、連絡協議会負担金として支出していることは不適切である。

イ 業務執行の確認・検証について

国際観光都市事業予算の執行については、コンベンションビューロー会計規程を準用することになっているが、同規定に基づく手続きを取らずに同事業予算の項目間で組み替え執行され、また、一部項目については、予算額を超えた執行がなされている。

負担金の交付に当たっては、当該団体の設置目的、事業内容、経費等を当該団体の会則、規約、予算及び決算等で十分検証を行うとともに、団体運営の在り方及び組織内部のチェック体制の強化を図り、適正な予算執行に改善されたい。

（財団法人沖縄観光コンベンションビューロー）

国際観光都市事業負担金について

平成 18 年度国際観光都市事業として、本県におけるコンベンション事業の振興を図るため、沖縄県と国際会議観光都市（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市）と共催で、コンベンション事業に携わる人材の育成、県内コンベンション関係者の啓発を図る大会等を開催している。

コンベンションアイランド・沖縄のＰＲと知名度の向上のため、那覇市も負担金を支出しているが、その負担金積算基準が不明確である。

また、同事業予算の項目間で組み替え執行や一部項目については予算額を超えた執行がなされている。

同事業費の執行に当たっては、負担金の積算基準を明確にするとともに連絡協議会と十分な連携を図り、適正な予算執行に改善されたい。

3 事業名称 漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金

（１） 所管部局名 環境部 環境保全課

（２） 負担金交付先 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会

ア 設立年月日 平成 15 年 4 月 14 日

- イ 会長 金城 豊明 (豊見城市長)
- (3) 負担金交付額 472 万 2,000 円
- (4) 事業の概要 本協議会は、環境省が建設・設置した漫湖水鳥・湿地センターの円滑な管理運営を図るとともに、その有効な利用を推進し、もって、漫湖の保全に寄与することを目的としている。
- ア 負担金根拠 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会規約
- イ 負担金の概要 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会規約第 10 条の規定により、那覇市、豊見城市、沖縄県で本協議会の管理運営費を負担している。なお、環境省は漫湖水鳥・湿地センターの施設本体に関する維持管理費を負担している。

負担金額の推移

(単位:円)

年度 負担者	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
那覇市	5,000,000	5,000,000	4,722,000	4,722,000
豊見城市	5,500,000	5,500,000	5,150,000	5,150,000
沖縄県	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
合計	12,000,000	12,000,000	11,372,000	11,372,000

平成18年度収支決算

(単位:円)

収入金額(決算)	11,394,375	
支出金額(決算)	11,394,075	
差引金額	300	次年度へ繰り越し

収入

(単位:円)

科 目		補正予算額	決算額	B-A
項	目	(A)	(B)	(△=減)
繰越金	前年度より	258	258	0
小計		258	258	0
負担金	負担金	11,372,000	11,372,000	0
小計		11,372,000	11,372,000	0
その他	利息	50	2,117	2,067
	原稿執筆料	0	20,000	20,000
小計		50	22,117	22,067
合計		11,372,308	11,394,375	22,067

支出

(単位:円)

科 目		補正予算額	決算額	B-A	主な支出
項	目	(A)	(B)	(△=減)	
人件費	委託費	8,550,240	8,550,870	630	センター職員の給与(3名) 8,550,870
小計		8,550,240	8,550,870	630	
一般事務費	通信運搬費	384,500	393,034	8,534	郵送料 217,820
	使用料および 借料	302,820	279,593	△ 23,227	コピー代 144,773
	消耗品費	545,078	541,507	△ 3,571	事務用品・消耗品 207,239 行事・活動運用費 105,174
	備品購入費	30,000	42,407	12,407	事務用品・備品 42,407
	保険料	52,710	56,520	3,810	車両保険 56,520
小計		1,315,108	1,313,061	△ 2,047	
活動費	職員研修費	80,000	83,460	3,460	センター職員研修費等旅費 83,460
	報償費	611,000	569,065	△ 41,935	自然講座・観察会講師謝礼 143,095 講演会講師謝礼 113,780
	印刷製本費	580,000	630,150	50,150	下書き制作費 375,525
	備品購入費	141,660	159,349	17,689	備品購入 ・活動備品、展示資料 57,545 資料購入 ・雑誌購入 63,130
	保険料	22,800	8,920	△ 13,880	施設所有者賠償責任保険 5,160
	KODOMO ラ ムサール湿地 交流行事協力 費	71,500	79,200	7,700	文化体験費 79,200
小計		1,506,960	1,530,144	23,184	
その他					
合計		11,372,308	11,394,075	21,767	

(5) 監査の結果

対象となった事務は、「(6) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(6) 指摘事項等

(漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会)

ア 漫湖水鳥・湿地センターへの来館者数の増に向けて

漫湖水鳥・湿地センターは、平成 15 年 5 月にオープンし、当該年度の来館者数は 2 万 3,032 人であったが、その後、平成 16 年度(1 万 8,698 人)、平成 17 年度(1 万 7,232 人)と減少したが、平成 18 年度(1 万 9,143 人)は県内の小中学校へのポスターの配布や観察会の充実など

を図ることにより前年度に比較して 1,911 人の増加となった。

次代を担う青少年が漫湖水鳥・湿地センターへの来館を通して、水鳥をはじめとする野生動物の保護と湿地の保全に理解を深めることが期待されるので、本センター施設の有効活用及び来館者の増に向けては、さらに工夫した普及啓発・啓蒙活動を検討されたい。

イ 規則等の整備について

漫湖水鳥・湿地センターの管理運営に当っては、協議会の各規則等に基づき予算を執行しているが、備品の管理については備品ラベルに購入金額や購入年月日が記載されていない、旅費については旅費支給の根拠となる規則等が制定されていないなど、規則等の不備があるので是正されたい。

4 事業名称 那覇市 NPO 活動支援センター管理運営事業

- (1) 所管部局名 市民文化部 市民協働推進課
- (2) 指定管理者 沖縄リサイクル運動市民の会
- (3) センターの位置 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
- (4) 受託団体の概要

ア 設立及び目的

エコロジカルな市民社会の実現を図るために、リサイクルや環境教育事業さらに、市民団体の支援等に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的としている。

- イ 設立年月日 昭和 58 年 10 月 2 日
- ウ 代表者 古我知 浩
- エ 所在地 那覇市首里鳥堀町 4 - 44 - 1
- オ 組織 代表、幹事 3 人、事務局長、職員 10 人、会員 44 人(代表、幹事 1 人、事務局長の 3 人を含む)

カ 事業の概要

- (ア) 有機農産物等の企画卸販売
- (イ) 資源化システム構築事業
- (ウ) 小学校出前授業・その他講座
- (エ) NPO 活動支援センター受託

(5) 指定管理者事業概要

那覇市 NPO 活動支援センターは、市民が営利を目的としない社会貢献活動を支援するための施設として平成 12 年 1 月 15 日に設立され、公設公営で運営していたが、地方自治法の改正に伴い、そのセンターの運営・管理を民間に委託できる指定管理者制度を平成 17 年 4 月 1 日に導入した。

(6) 指定管理者との協定期間

平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

(7) 指定管理者の管理運営委託料

4,306 万 5,000 円

内訳(平成 17 年度 1,454 万円、平成 18 年度 1,423 万円、平成 19 年度 1,429 万 5,000 円)

(8) 指定管理者の事業内容

ア 維持管理業務

イ 支援業務

(ア) ものの支援

- a 会議室の使用許可
- b インキュベート入居許可
- c 機材貸し出し
- d コピー利用等

(イ) 技術の支援

- a 各種 NPO マネージメント講座
- b 関係団体との交流やネットワークの促進
- c 人的資源を活用した NPO の自立支援

(ウ) 資金の支援

- a 那覇市 NPO 活動支援基金

(エ) 情報の支援

- a 情報誌の発行及び配布
- b 資料・図書の貸出・閲覧、データブックの発行及び販売
- c ホームページ運営

(9) 関係法令等

ア 地方自治法第 244 条の 2

イ 那覇市 NPO 活動支援センター条例、同施行規則

ウ 那覇市 NPO 活動支援センター指定管理者基本協定書

(10) 指定管理団体収支決算状況及び業務内容

(収入の部)

(単位：円)

項目	科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
委託料		14,540,000	14,230,000
利用料金	会議室	37,625	41,580
	インキュベート	107,000	158,000
	機材貸し出し料金	25,020	46,700
	コピー利用料金等	128,460	515,980
	小 計	298,105	762,260
その他	各種講座	178,100	122,300
	書籍販売等	134,585	154,640
	その他	417,902	430,696
	小 計	730,587	707,636
合 計		15,568,692	15,699,896

(支出の部)

(単位：円)

項目	科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
人件費	常勤職員 A	2,400,000	2,400,000
	常勤職員 B	2,160,000	1,260,000
	非常勤職員 C	1,297,125	2,104,500
	非常勤職員 D	2,094,400	2,099,600
	非常勤職員 E	—	4,900
	福利厚生費	166,071	115,593
	賞与	—	100,000
	退職金	—	230,000
	小 計	8,117,596	8,314,593
事務費	水道光熱費	317,855	314,327
	消耗品	775,499	691,683
	通信費	402,949	359,301
	その他	466,250	574,690
	小 計	1,962,553	1,940,001
センター 事業費	報償費	295,000	224,555
	旅費	485,649	82,900
	新聞図書	101,415	133,606
	その他	124,662	99,014
	小 計	1,006,726	540,075
維持管理費	地代家賃	1,577,040	1,708,460
	賃借料	462,900	455,327
	事務用品費	357,488	442,433
	小 計	2,397,428	2,606,220
租税公課費		296,500	372,900
一般管理費		1,787,889	1,926,107
合 計		15,568,692	15,699,896

(事業内容)

年度	ものの支援	技 術 の 支 援						資金の援助		情報の 支援
	利用団体数	NPO マネジメント講座		NPO 学校		出前講座		基金助成事業		広報・情報発信
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	申請団体	人数	件数
H17	1,783	8	195	13	181	—	—	40	233	7
H18	1,871	6	87	4	62	6	137	22	—	4

(11) 監査の結果

対象となった事務は、「(12) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(12) 指摘事項等

(市民協働推進課・那覇市 NPO 活動支援センター)

ア 利用料金の承認について

利用料金は、那覇市 NPO 活動支援センター条例第 11 条により市長の承認を得て定めるものとしている。しかし、同条に基づく承認を得ずに利用料金を設定しており、また、所管部局もその手続を行うよう指導していない。

利用料金の設定については、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするため指定管理者の主体性を認めているが、公の施設として市民の利用に支障を来たすことがないよう公的なチェックが求められていることから、条例を遵守されたい。

(市民協働推進課)

イ 毎年度の事業評価について

指定管理者制度導入に関する指針（平成 17 年 5 月作成）によれば、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、結果に応じて指定管理者に適切な指示を行うとある。

所管部局では、指定管理者基本協定書第 9 条の実績報告書の確認について行っているとのことだが、その収支計算書に賃金規定にない退職金を支払う等、不適正な支出がみられる。また、事業報告書についても検証がなされていない。

公の施設の管理を継続して指定管理者に委託する以上は、指針に沿って事業評価を行い、適切な執行管理に努められたい。

5 事業名称 那覇市民生委員児童委員連合会補助金

(1) 所管部局名 健康福祉部 福祉政策課

(2) 補助金交付先 那覇市民生委員児童委員連合会

ア 設立年月日 昭和 47 年 2 月 1 日

イ 会 長 上間 幸弘

ウ 組 織 那覇市の管内民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）をもって構成する。

単位民児協 16 地区

民生委員児童委員数 412 名（定数 459 名）

(3) 補助金交付額 2,405 万 3,000 円

(4) 事業の概要 民生委員児童委員活動を統括、促進し、本市の地域福祉の増進に努めている那覇市民生委員児童委員連合会に対する運営費補助。

(5) 補助決定関係法令等

ア 那覇市補助金等交付規則

イ 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱

(6) 主な補助対象事務

ア 単位民児協運営費

イ 連合会運営費（諸会議費・事務諸費・自動車維持費等）

ウ 民生委員活動手当 (定例会等活動費)

エ 事務局人件費

オ 諸活動参加費費用弁償金

(7) 交付先団体収支決算状況

(収入の部)

(単位: 円)

科 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
会 費	405,000	399,000	804,000
補 助 金 (うち市補助金)	33,435,200 (27,647,000)	30,045,200 (24,053,000)	30,029,000 (24,053,000)
助 成 金	1,000,000	0	0
寄 付 金	526,000	80,000	230,000
繰 越 金	1,658,629	1,675,889	881,164
雑 収 入	820,473	842,860	730,805
合 計	37,845,302	33,042,949	32,674,969

(支出の部)

(単位: 円)

科 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
運 営 費	1,726,889	1,308,134	1,051,660
事 務 費 (うち職員費)	6,316,693 (3,834,212)	6,177,751 (4,188,576)	6,262,073 (4,346,098)
事 業 費 (うち定例会等活動費) (うち単位民児協活動費) (うち行事等参加費)	28,125,831 (11,414,400) (8,303,000) (3,392,000)	24,675,900 (9,731,075) (7,733,000) (2,948,000)	23,575,184 (10,062,000) (7,544,000) (3,046,000)
合 計	36,169,413	32,161,785	30,888,917

(8) 監査の結果

対象となった事務は、「(9) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(9) 指摘事項等

(福祉政策課、那覇市民生委員児童委員連合会)

実績報告書について

当該補助金の実績報告は「社会福祉事業補助金交付要綱」の実績報告書様式により報告すべきところを、「社会福祉法人の助成に関する条例施行規則」の実績報告書様式を使用し提出され、その結果、補助金を交付する根拠法令の名称が誤った記載となっている。

また、実績報告書の交付決定通知の日付及び文書番号も誤った記載がなされているが、所管課も気づかず受理されている。

実績報告書は、交付の目的を達成するため補助金が有効かつ適切に活用されたことを報告する重要な書類であることから、提出にあたっては十分に検証を行い、受理する所管課においても書類の精査を行うよう努められたい。

6 事業名称 財団法人那覇市育英会育英事業

- (1) 所管部局名 教育委員会生涯学習部 生涯学習課
ア 設立年月日 平成 17 年 5 月 26 日 (任意団体は平成 4 年 4 月 1 日設立)
イ 理事長 翁長 雄志
- (2) 出資の内容 育英会事業の学資の貸与及び事業費への出資
- (3) 正味財産及び市出資金 正味財産 2 億 1,084 万 383 円
市出資金総額 1 億 2,217 万 7,000 円
(平成 19 年 3 月 31 日現在)
- (4) 補助金交付先 財団法人那覇市育英会
- (5) 補助金交付額 976 万 9 千円
- (6) 補助決定関係法令等
ア 那覇市育英会補助金交付要綱
イ 那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱
- (7) 事業の概要 県内に住所を有する者の子弟の内、優秀な学生で経済的理由によって、就学困難なものに対し、学資の貸与等の事業を実施している。
平成 18 年度貸与生 46 人 (県内 21 人、県外 25 人)
平成 18 年度貸与費総額 2,256 万円
- (8) 監査の結果
対象となった事務は、「(9) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。
- (9) 指摘事項等
(那覇市育英会)
ア 貸付金残高の差異と預かり金の未計上について
平成 18 年度の計算書類に対する注記の中で、貸付金の期首残高 (1 億 1,182 万 4,145 円) と平成 17 年度期末貸付金残高 (1 億 1,184 万 9,645 円) には、2 万 5,500 円の差異があり、その原因は、平成 18 年度の決算整理の際に、甲の 1 万 2,500 円と乙の 1 万 3,000 円、合計 2 万 5,500 円が回収されたと錯誤し、平成 17 年度残高より減額して繰越したことによる差であった。また、貸借対照表の負債の部に預かり金 2,280 円の未計上があった。
このような事務的誤りは、同会が公益法人会計基準に準拠した経理処理がなされていないこと、財団法人那覇市育英会寄附行為第 34 条 (書類及び帳簿の備付等) の規定の趣旨が十分に生かされていないことにも起因すると思われるので、公益法人会計基準に基づく複式簿記による会計制度への早期の移行に努められたい。
イ 貸付金の管理について
平成 18 年度決算附属書類によると、平成 18 年度末現在の貸付金の滞納額は 504 万 8,740 円、貸付金の最終納期限到来未納者は 5 人で 275 万 1,500 円となっている。
平成 18 年度末現在、貸付金の返還督促に応じないため連帯保証人への督促措置を行っているものは 1 人であるが、滞納額の対前年度比伸率は 17 年度 27.0% 増、18 年度 42.4% 増と返還金の回収状況が悪化し

てきている。

貸付金の償還を管理する個人台帳は、システム管理されているが、貸付金残高の確認は決算時だけに行われていて、口座への毎月の振込み確認も会計担当者だけで行われている。

以上のことから、貸付金の管理は本財団の目的を達成する上で最も重要なことであり、貸付金、償還金の日常的管理を適切に行うため複数人でチェックする等の業務体制の点検を図られたい。

【貸付金の回収状況】

	償還者数	償還額
平成 16 年度	43 人	5,926,415 円
平成 17 年度	49 人	7,453,340 円
平成 18 年度	56 人	7,202,880 円

【貸付金滞納の状況】

	滞納者数	滞納額	対前年度比伸率
平成 16 年度	21 人	2,792,000 円	
平成 17 年度	28 人	3,546,400 円	27.0%
平成 18 年度	28 人	5,048,740 円	42.4%

7 事業名称 体育施設管理運営事業及び那覇市体育協会運営補助金

- (1) 所管部局名 教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課
- (2) 指定管理者及び補助金交付先 特定非営利活動法人 那覇市体育協会（以下、「那覇市体育協会」という。）

(3) 交付団体の概要

ア 設立及び目的 任意の団体としての那覇市体育協会は、那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、那覇市の体育文化の発展に寄与するため、昭和 21 年 3 月に設立されている。

平成 14 年 12 月 27 日に特定非営利活動法人格を取得し、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の間、那覇市民体育館・漫湖公園市民庭球場・那覇市民首里石嶺プール（以下、「体育施設」という。）の管理運営を受託している。

イ 所在地 那覇市字識名 1227 番地（那覇市民体育館内）

ウ 代表者 会長 石川 秀雄

エ 指定管理者との協定年月日 平成 18 年 4 月 1 日

オ 指定管理者としての指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

カ 事業の概要

- (ア) 特定非営利活動に係る主な事業 スポーツ等の行事開催、那覇市の代表選手の派遣、スポーツ団体の育成強化と連絡調整、指導

者の資質向上、指導及び普及活動、スポーツ少年団の育成など。

（イ） 収益事業 物品販売又は物品貸付など。

（ウ） その他の事業 那覇市から委託された体育施設の管理運営及び受託事業

（４） 指定管理者の管理運営委託料及び補助金交付額

管理運営委託料 8,297 万 4,000 円。補助金 625 万 8,000 円（内訳：団体運営費補助金 615 万 8,000 円、那覇市体育協会記念事業運営補助金 10 万円）

（５） 指定管理者及び補助金事業概要

那覇市教育委員会教育長は、那覇市体育施設指定管理者基本協定書、那覇市体育施設指定管理者年度協定書に基づき、体育施設の管理運営を那覇市体育協会に委託している。

那覇市体育協会が実施する事業のうち、市民スポーツ大会費、県民体育大会費、スポーツ少年団育成費、県体育協会加盟負担金に要する補助金及び那覇市体育協会記念事業運営費の補助金として交付している。

（６） 関係法令等

ア 指定管理者関係：那覇市体育施設指定管理者基本協定書第 2 条（管理運営委託料）

イ 補助金関係：那覇市補助金等交付規則第 5 条第 1 項及び、那覇市社会体育振興費補助金交付要綱第 3 条（交付対象）中表「団体補助」

（７） 収支決算状況

平成 18 年度における収支決算状況は、次のとおり。

ア 指定管理者に係る平成 18 年度収支計算書

収 支 計 算 書

那覇市体育施設管理事業会計

平成 18 年4月1日から平成 19 年3月 31 日まで

(単位: 円)

科 目		予算現額	決 算 額	差 異
I	収入の部			
1	事業収入	123,028,000	122,162,672	865,328
	1 那覇市体育施設管理収入	82,298,000	82,298,000	0
	2 那覇市体育施設利用料収入	40,730,000	39,864,672	865,328
2	雑収入	332,000	226,918	105,082
	1 受取利息	1,000	17,153	△ 16,153
	2 自主事業収入	330,000	29,625	300,375
	3 雑収入	1,000	180,140	△ 179,140
3	繰入金収入	1,000	0	1,000
	1 収益事業会計繰入金収入	1,000	0	1,000
	当期収入合計 (A)	123,361,000	122,389,590	971,410
	前期繰越収支差額	3,973,511	3,973,511	0
	収入合計 (B)	127,334,511	126,363,101	971,410
II	支出の部			
1	事業費	64,150,000	62,836,291	1,313,709
	1 施設管理費	64,150,000	62,836,291	1,313,709
2	管理費	59,202,000	56,017,783	3,184,217
	1 人件費	55,787,800	51,039,483	4,748,317
	2 事務費	396,200	389,055	7,145
	3 租税公課費	3,018,000	4,589,245	△ 1,571,245
3	特定預金支出	3,973,511	3,976,557	△ 3,046
	人件費積立預金支出	2,105,961	2,107,978	△ 2,017
	物件費積立預金支出	1,867,550	1,868,579	△ 1,029
4	予備費	9,000	0	9,000
	予備費	9,000	0	9,000
	当期支出合計 (C)	127,334,511	122,830,631	4,503,880
	当期収支差額 (A) - (C)	△ 3,973,511	△ 441,041	△ 3,532,470
	次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	3,532,470	△ 3,532,470

貸 借 対 照 表

那覇市体育施設管理事業会計

平成 19 年3月 31 日現在

(平成 18 年度)

(単位 : 円)

科 目		金 額		
I	資産の部			
1	流動資産			
	現金預金			
	現金	307,622		
	受託普通預金	21,741		
	指定管理普通預金	19,170,844		
	未収金	7,346		
	立替金	12,525		
	流動資産合計		19,520,078	
2	固定資産			
	その他の固定資産			
	人件費積立預金	4,549,385		
	物件費積立預金	2,326,553		
	その他の固定資産合計	6,875,938		
	資産合計		6,875,938	26,396,016
II	負債の部			
1	流動負債			
	未払金	13,894,036		
	預り金	2,093,572		
	流動負債合計		15,987,608	
	負債合計			15,987,608
III	正味財産の部			
	正味財産			10,408,408
	(うち基本金)			0
	(うち当期正味財産増加額)			3,535,516
	負債及び正味財産合計			26,396,016

※「預り金」にシロアリ防除 676,000 円が含まれる。

イ 補助金に係る平成 18 年度収支計算書

平成18年度 特定非営利活動に係る事業 収支決算書

自 平成18年4月1日

至 平成19年3月31日

(単位: 円)

科 目	金 額	説 明
収入の部		
補助金収入		
地方公共団体補助金収入	6,258,000	H18 那覇市補助金 (6,158,000 円) 60 周年事業補助金 (100,000 円)
助成金収入	402,000	県体協(302,000 円) 他
会費収入		
正会員会費収入	30,500	
雑収入		
受取利息	808	預金利息
受講料収入	2,849,000	
繰入金収入		
繰入金収入	3,397,391	収益事業からの繰入金
前期繰越金	714,370	
収 入 合 計	13,652,069	

科 目	金 額	補助金充当額	説 明
支出の部			
事業費			
市民スポーツ大会費	180,000	180,000	30,000×6 大会
市民スポーツ教室費	2,782,773		
県民体育大会費	5,623,694	2,329,000	県民大会(南部地区)
スポーツ少年団育成費	1,176,000	1,176,000	種目別交流大会、運営費
記念事業費	100,000	100,000	60 周年事業
管理費			
人件費	240,000		
会議費	238,315		総会、理事会、三役会
交際費	54,000		スポーツ懇親会他
事務費	141,062		事務運営消耗品等
負担金			
県体育協会加盟負担金	2,473,000	2,473,000	
支 出 合 計	13,008,844	6,258,000	

13,652,069 円 - 13,008,844 円 = 643,225 円

(収入合計) - (支出合計) = (繰越額)

収支決算状況資料等は市民スポーツ課提供

(8) 監査の結果

対象となった事務は、「(9) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(9) 指摘事項等

(市民スポーツ課 那覇市体育協会)

補助金の精算及び要綱の見直しについて

平成 18 年度補助事業である那覇市体育協会運営事業は平成 19 年 3 月 25 日に終了し、当該補助事業が履行したことを、平成 19 年 3 月 30 日に担当課長が確認した。その後、那覇市体育協会は平成 19 年 6 月 4 日付けで「補助金実績報告書」を那覇市長あて提出。同月 22 日付け市長名で「補助金の確定通知書」を交付しており、補助金の精算を交付年度の翌年度に行っている。

また、那覇市社会体育振興費補助金交付要綱第 8 条 (補助金の実績報告) には、「補助金実績報告書は市長が指定する期日までに提出しなければならない」とし、同要綱別表 2 で「団体補助の提出期限を 4 月 30 日まで」と規定している。

本来、当該補助金は概算払しているので、補助金額の確定は会計年度独立の原則から交付年度内に行うべきである。

補助金の適正な執行管理ができるよう、要綱の見直しを検討されたい。

(那覇市体育協会)

利用料金の承認について

利用料金は、那覇市体育施設条例第 9 条第 2 項 (利用料金) に基づき、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることになっている。しかし、利用料金は、従来と変わらないものとして承認を得ずに設定しているので、条例に基づき適正に実施されたい。